

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の採用・退職等の状況

採用	離職							合計
	退職				免職			
	定年	早期	死亡	自己都合等	分限	懲戒	失職	
7	4	0	0	0	0	0	0	3

※対象期間…採用:H31.4.2~R2.4.1 退職:H31.4.1~R2.3.31

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

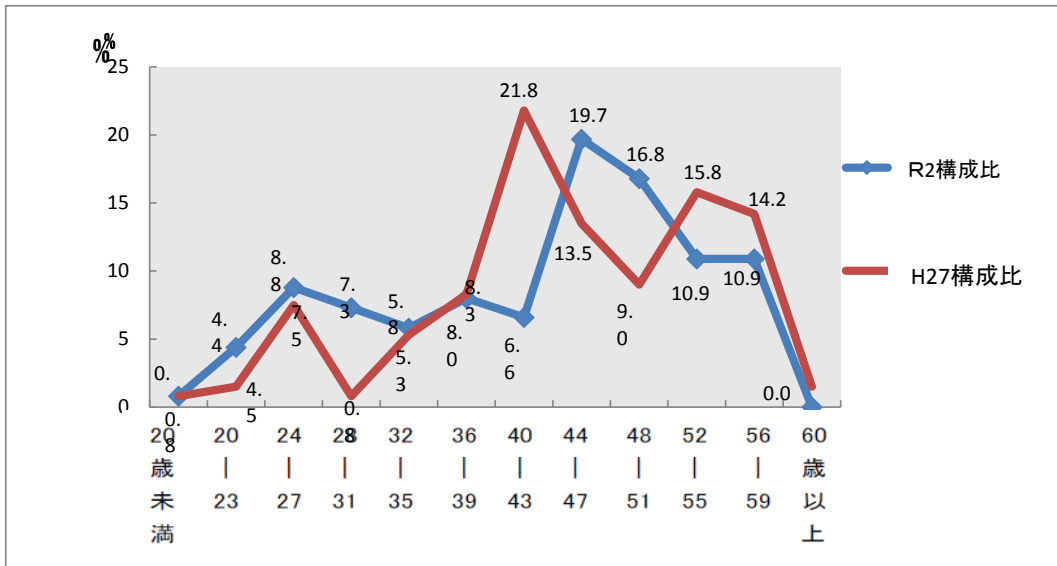
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	27	27	0	
		税務	8	8	0	
		農林水産	8	9	1	
		商工	3	3	0	
		土木	8	8	0	
		民生	15	15	0	
		衛生	9	10	1	
	計	81	83	2	<参考> R2人口1,000人当たり職員数11.1人 (R元類似団体の人口1,000人当たり職員数 13.2人)	
	教育	13	13	0		
小計	94	96	2	<参考> R2人口1,000人当たり職員数12.9人 (R元類似団体の人口1,000人当たり職員数 15.8人)		
公営企業等 会計部門	病院	33	35	2		
	下水道	2	2	0		
	その他	5	4	-1		
	小計	40	41	1		
合計	134 [157]	137 [157]	3 [0]	<参考>R2人口1,000人当たり職員数18.35人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 <参考>の人口は、令和2年4月1日現在7,464人の計算である。

② 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	6	12	10	8	11	9	27	23	15	15	0	137

2 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数（率）
		職員数	81	82	80	81	81	
一般行政	職員数	81	82	80	81	81	83	0（0％）
教育	職員数	13	13	13	13	13	13	0（0％）
普通会計	職員数	94	95	93	94	94	96	0（0％）
公営企業等会計	職員数	39	36	38	38	40	41	0（0％）
総合計	職員数	133	131	131	132	134	137	0（0％）

（注）1・各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2・合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

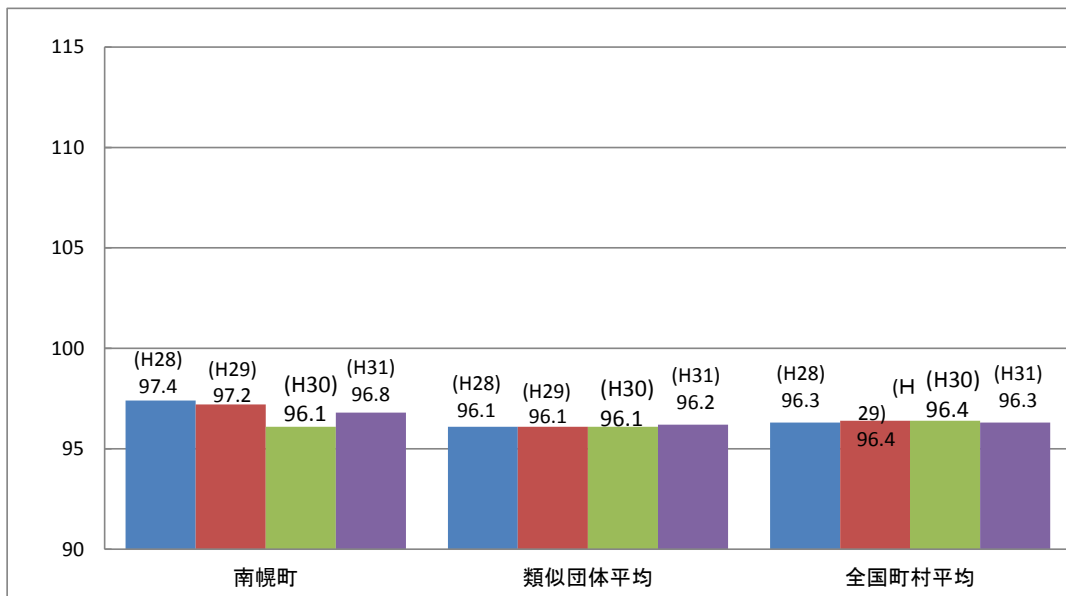
区分	住民基本台帳人口 (R2.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
31年度	7,461	6,060,825	112,003	898,353	14.8	15.5

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
31年度	94	360,704	59,054	146,300	566,058	6,022

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の職員数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいない。

(2) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込みを記入

上記※印の①から③については、該当なし

(3) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差A-B	勧告(改定率)		
H31年度				%	%	%

(注) 【民間給与】、【公務員給与】は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

↑ ↓ 本町は人事委員会を設置していない為、記載しておりません。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間の支給割合A	公務員給与B	較差A-B	勧告(改定率)		
H31年度				%	%	%

(注) 【民間の支給割合】は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、【公務員の支給月】は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

なし

① 給料表の見直し【**実施**・未実施】

実施内容については、民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給表の水準を引き上げる。

一般行政職については、初任給(大卒)を1,500円、(高卒)2,000円引上げ、若年層については0.1%引上げ他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえて改定。

俸給表の改定期時は平成31年4月1日

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(a) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	
南幌町	43.0 歳	323,400 円	369,608 円	360,692 円	(全職種)
北海道	42.9 歳	325,365 円	412,987 円	368,214 円	(H31.4.1現在)
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円	(H31.4.1現在)
類似団体(II-O)	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円	(H31.4.1現在)

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(b) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		南 幌 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円

(c) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	340,400 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

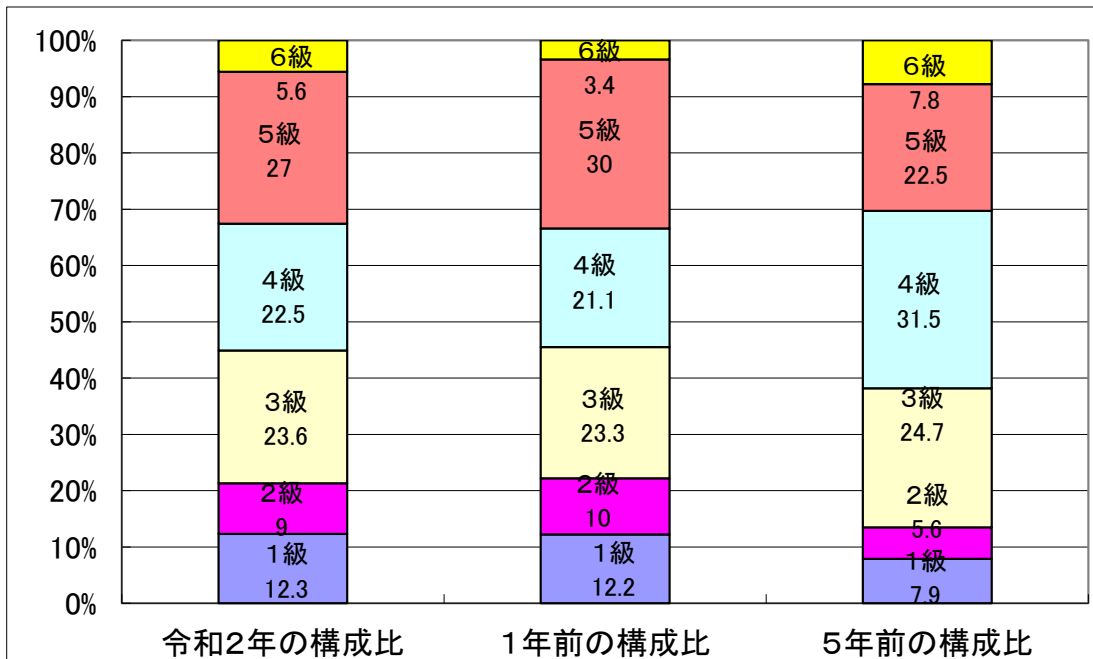
③ 一般行政職の級別職員数等の状況

(a) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	11 人	12.3 %	144,100 円	247,600 円
2 級	主事・技師	8 人	9.0 %	194,000 円	304,200 円
3 級	主査・主任	21 人	23.6 %	230,000 円	350,000 円
4 級	主査	20 人	22.5 %	263,000 円	381,000 円
5 級	課長・主幹	24 人	27.0 %	288,900 円	393,000 円
6 級	課長	5 人	5.6 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 南幌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

④ 人事評価の結果

○能力評価 【（ ）内は割合】 ※ 町職員分

区分	対象職員数	極めて良好 (S)	特に良好 (A)	良好 (B)	やや良好でない (C)	良好でない (D)
分布		20%以内 (極良は5%以内)		—	絶対基準	絶対基準
初任層 (1～2級)	22人	0人 (0%)	5人 (22.7%)	17人 (77.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)
分布		5%以内	20%以内	—	絶対基準	絶対基準
中間層 (3～4級)	43人	0人 (0%)	7人 (16.3%)	36人 (83.7%)	0人 (0%)	0人 (0%)
分布		10%以内	30%以内	—	絶対基準	絶対基準
管理職層 (5～6級)	30人	0人 (0%)	8人 (26.7%)	22人 (73.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)
計	95人	0人 (0%)	20人 (21.1%)	75人 (78.9%)	0人 (0%)	0人 (0%)

○業績評価 (上段：10月期結果、下段：3月期結果) 【（ ）内は割合】

区分	対象職員数	特に優秀 (S)	優秀 (A)	良好 (B)	やや良好 (C)	良好でない (D)
分布		10%以内	30%以内	—	絶対基準	絶対基準
課長職	10人	0人 (0%)	1人 (10.0%)	9人 (90.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	10人	0人 (0%)	1人 (10.0%)	9人 (90.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
主幹職	20人	0人 (0%)	2人 (10.0%)	18人 (90.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	20人	0人 (0%)	3人 (15.0%)	17人 (85.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
主査職	31人	0人 (0%)	3人 (9.7%)	28人 (90.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	30人	0人 (0%)	2人 (6.7%)	28人 (93.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)
主任・主事職	36人	0人 (0%)	5人 (13.9%)	31人 (86.1%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	35人	0人 (0%)	2人 (5.7%)	33人 (94.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)
計	97人	0人 (0%)	11人 (11.3%)	86人 (88.7%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	95人	0人 (0%)	8人 (8.4%)	87人 (91.6%)	0人 (0%)	0人 (0%)

※対象人数の差異については、令和元年度退職者、新採用職員等となっている。

○能力評価 【（ ）内は割合】 ※ 病院職員分

区分	対象職員数	極めて良好 (S)	特に良好 (A)	良好 (B)	やや良好でない (C)	良好でない (D)
分布		20%以内 (極良は5%以内)		—	絶対基準	絶対基準
初任層 (1～2級)	3人	0人 (0%)	1人 (33.3%)	1人 (33.4%)	1人 (33.3%)	0人 (0%)
分布		5%以内	20%以内	—	絶対基準	絶対基準
中間層 (3～4級)	18人	0人 (0%)	4人 (22.2%)	14人 (77.8%)	0人 (0%)	0人 (0%)
分布		10%以内	30%以内	—	絶対基準	絶対基準
管理職層 (5～6級)	3人	0人 (0%)	1人 (33.3%)	2人 (66.7%)	0人 (0%)	0人 (0%)
計	24人	0人 (0%)	6人 (25.0%)	17人 (70.8%)	1人 (4.2%)	0人 (0%)

○業績評価 (上段：10月期結果、下段：3月期結果) 【（ ）内は割合】

区分	対象職員数	特に優秀 (S)	優秀 (A)	良好 (B)	やや良好 (C)	良好でない (D)
分布		10%以内	30%以内	—	絶対基準	絶対基準
課長職	2人	0人 (0%)	0人 (0%)	2人 (100.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	2人	0人 (0%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
主幹職	1人	0人 (0%)	0人 (0%)	1人 (100.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	1人	0人 (0%)	1人 (100.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
主査職	6人	0人 (0%)	1人 (16.7%)	5人 (83.3%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	5人	0人 (0%)	0人 (0%)	5人 (100.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
主任・主事職	18人	0人 (0%)	1人 (5.6%)	17人 (94.4%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	16人	0人 (0%)	1人 (6.2%)	15人 (93.8%)	0人 (0%)	0人 (0%)
計	27人	0人 (0%)	2人 (7.4%)	25人 (92.6%)	0人 (0%)	0人 (0%)
	24人	0人 (0%)	3人 (12.5%)	21人 (87.5%)	0人 (0%)	0人 (0%)

※対象人数の差異については、令和元年度退職者、新採用職員等となっている。

⑤ 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

南幌町	北海道	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,527 千円	—	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	26 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	2,100 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度決算）	0.11 %		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	産業振興課職員	染症患者（家畜伝染病含む。）及び患者（畜舎含む。）の消毒作業	1回につき700円以内を支給
町税の強制処分手当	税務課職員	町税の強制処分	1日につき700円以内を支給
行旅死亡人取扱手当	保健福祉課職員	行旅死亡人取扱	1日につき1,000円以内を支給する。ただし、同一日に取扱った行旅死亡人が2人以上ある場合は、1,000円にその取扱った行旅死亡人の数を乗じて得た額を支給
犬取扱作業手当	住民課職員	犬の捕獲又は殺処分及び死骸処理作業	1日につき700円を支給
動物取扱作業手当	住民課職員	獣（獣畜を含む。）、猛きん、家畜の取扱作業	1日につき700円以内を支給

(c) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	14,617 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	203 千円
支給実績（元年度決算）	11,336 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	160 千円

(d) 退職手当（令和2年4月1日現在）

南幌町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分	勤続20年	19.670 月分	24.587 月分
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分	勤続25年	28.040 月分	33.271 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2%~4.5%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2%~4.5%加算)		
1人当たり平均支給額	13,556 千円	54,223 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。（病院職員も含む）

(e) 地域手当（令和2年4月1日現在）

なし

(f) その他の手当（令和2年4月1日現在）下水道会計職員含む（病院含まない）

手 当 名	内容及び支給単価 (平成31年4月1日現在)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (31年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (31年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族 10,000円 配偶者なし 特定期間加算 5,000円	同じ		10,196 千円	212,425 円
住居手当	職員の居住する借家・ 借間 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超える 場合 (家賃額-23,000円)× 1/2+11,000円 (上限27,000円) 自宅 所有する住宅に対し 10,000円	異なる	所有する住 宅に対し 10,000円を 支給	12,732 千円	192,915 円
通勤手当	5km以下 2,000円 5~10km 4,200円 10~15km 7,100円 15~20km 10,000円 20~25km 12,900円 25~30km 15,800円 30~35km 18,700円 35~40km 21,600円 40~45km 24,400円 45~50km 26,200円 50~55km 28,000円 55~60km 29,800円 60km以上 31,600円	同じ		1,485 千円	99,006 円
寒冷地手当	支給地域の区分： 2級地 世帯主で扶養親族の ある職員：23,360円 その他の世帯主： 13,060円 その他の職員： 8,800円	同じ		8,461 千円	84,607 円
管理職手当	課長職6級：51,900円 課長職5級：49,600円 主幹職：31,700円	異なる	支給単価	13,670 千円	455,680 円

⑥ 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給 料	町 長	754,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(円)	円 / 円	
	副 町 長	623,000 円	円 / 円	
		(円)		
報 酬	議 長	295,000 円	円 / 円	
		(円)		
	副 議 長	236,000 円	円 / 円	
		(円)		
	議 員	195,000 円	円 / 円	
		(円)		
期 末 手 当	町 長	(元年度支給割合)		
	副 町 長	4.5	月分	
	議 長	(元年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.5	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	在職年方式	1,546万円	任期毎
		在職年方式	806万円	任期毎
	備 考			

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時00分	12時00分 ~12時45分	土曜日及び 日曜日

※町立病院は別の勤務体制となります。

(2) 職員の年次休暇の使用状況

総取得日数(a)	全対象職員数(b)	平均取得日数(a)/(b)
1400.76	128	10.94

- (注) 全対象職員数とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの全期間に在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の取得した年次有給休暇の合計数を総取得日数としています。

(3) 特別休暇等の制度状況

種 類	付与日数
1 病気休暇	(1)公務上の負傷又は疾病は、その療養に必要と認める期間 (2)結核性疾患、高血圧症、動脈硬化症、心臓疾患、悪性新生物による疾患、精神病、糖尿病、慢性の肝臓疾患及び腎臓疾患は1年を越えない範囲内で、その療養に必要と認める期間 (3)その他の負傷又は疾病は、90日を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間
2 特別休暇	
(1)選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間
(2)証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認められる期間
(3)骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは末梢血管細胞を提供する場合	必要と認められる期間
(4)結婚	5日以内
(5)分べん	(1)産前 6週間(多胎妊娠14週間)以内 (2)産後 8週間
(6)生後1年に達しない子の育児	1日2回、各々30分以内
(7)妻の出産	2日以内
(8)小学校就学前の子の看護	1の年において5日の範囲内
(9)要介護者の介護	1の年において5日の範囲内
(10)親族死亡	配偶者 7日 父母 7日 子 5日 祖父母 3日(代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日) 孫 1日 兄弟姉妹 3日 おじ又はおば 1日(代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日) 父母の配偶者又は配偶者の父母 3日(生計を一にしていた場合は、7日) 子の配偶者又は配偶者の子 1日(生計を一にしていた場合は、5日) 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 1日(生計を一にしていた場合は、3日) 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 1日(生計を一にしていた場合は、3日) おじ又はおばの配偶者 1日

(11) 法要	配偶者及び1親等の血族に限り、1日
(12) 夏季休暇	7月から9月に3日の範囲内
(13) 災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
(14) 災害又は交通機関の事故等により出勤が著しく困難	必要と認められる期間
(15) 災害時の退勤途上における身体の危険回避	必要と認められる期間
(16) 社会貢献活動	1の年において5日の範囲内
(17) 長期勤続職員の健康維持増進	休日等を含む連続する7日
(18) 妻が出産する場合において、小学校就学前の子を養育	5日以内
3 介護休暇(無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認めるとき
4 組合休暇(無給)	1の年において30日以内

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況(令和元年度)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	うち両休業取得者数
男性職員	0	0	0
女性職員	2	0	0
合計	2	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和2年度)

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(注) 法とは地方公務員法をいいます。

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反して職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合(法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の特例に関する承認の状況

研修を受ける場合や公正に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合においては、承認を得て職務に専念する義務が免除になります。

(2) 営利企業等の従事許可の状況

地方公務員法第38条において、職員の営利企業等の従事制限を行っています。許可申請を受けた場合には、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない場合に許可をしています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況(令和元年度)

a 職場内研修

研修名	対象者	受講者数
避難所運営訓練北海道版(Doはぐ)	全職員	82

b 職場外研修

研修名	対象者	受講者数
初級研修(町村会)	採用2年目	7
中級研修(町村会)	採用6年目	1
法務基礎研修(町村会)	職員	1
管理能力(職員研修センター)	課長・課長補佐(同相当職)	3
指導能力(職員研修センター)	係長(同相当職)	2
防災・減災対策(職員研修センター)	防災担当係員・係長以上、一般の係長以上(防災担当以外)	1
窓口対応マナー(職員研修センター)	係長(同相当職)、一般係員	1
コンプライアンス	課長・課長補佐(同相当職)、係長(同相当職)	1
地域力向上	課長補佐(同相当職)、係長(同相当職)	1
法令実務基礎(職員研修センター)	係長(同相当職)、採用後2年以上の一般係員	4
税務事務(基礎)固定資産税(職員研修センター)	実務経験2年未満の税務事務担当職員	1
統一的な基準による地方公会計制度(職員研修センター)	会計・財政担当職員	1
クレーム対応	課長・課長補佐(同相当職)、係長(同相当職)、一般係員	2
業務改善(カイゼン)手法	課長・課長補佐(同相当職)、係長(同相当職)、一般係員	1
文章作成能力向上(職員研修センター)	係長(同相当職)、一般係員	1
接遇指導者研修	係長(同相当職)以上で実践指導にあたる職員	1
人事評価訓練(職員研修センター)	総務・人事担当課長、課長補佐(相当職)、係長(相当職)	2

c 派遣研修

研修名	対象者	人数
自治大学	全職員	1
市町村アカデミー	全職員	1
市町村職員海外派遣研修	全職員	1
市町村職員道外先進地事例研修	全職員	1

d その他研修

研修名	対象者	受講者総数
4町広域研修(南幌町・由仁町・栗山町・長沼町)		10

8 職員の福祉及び福利厚生状況

(1) 職員福利厚生事業の実施状況

北海道市町村職員福祉協会において各種事業を行っています。

(2) 職員健康管理の実施状況(令和元年度)

名 称	対 象 者	受診者数
定期健康診断	総合検診受診者を除く全職員	46
総合検診	30歳以上の職員(30歳代は隔年実施)	71

(3) 公務災害補償の状況

区分	令和元年度末	令和元年度中	令和元年度中認定状況			令和元年度末
	未認定件数	申請件数	公務中	公務外	計	未認定件数
公務災害	0	1	1	0	0	0
通勤災害	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	0	0	0

9 勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申し立ての状況(令和元年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 現在未処理 件数	措置要求 件数	処理件数	令和元年度中の措置要求件数に係る処理状況		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在未 処理に係る処理 件数	今年度の措置要 求件数に係る処 理件数	
給 与	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

区分	前年度末 現在未処理 件数	不服申し立て 件数	処理件数	令和元年度中の不服申し立て件数に係る処理状況		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在未 処理に係る処理 件数	今年度の不服申 し立て件数に係 る処理件数	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0